

セカンド・サロンえるだー 運営推進会議実施報告

開催日 令和6年11月22日 14時～15時

会場 セカンド・サロンえるだー

出席者	有識者(認知症地域推進支援員)	1名
	コミュニティセンター	1名
	民生委員	1名
	地域包括支援センター	1名
	出雲市職員	1名
	事業所	1名

議題	現在の運営状況、認知症加算Ⅱへの移行について、洗濯代について、多世代交流について
----	--

内容 ①	ご利用者の介護度、疾病、通い・訪問・泊まりの状況について説明。 平均介護度2.7（新規1名ご利用者増） 9月訪問総回数562回、10月訪問総回数581回 全体的にこの時期としては、訪問回数が増えている。特定のご利用者が風邪等による発熱で通い利用が出来なかったため1日4回等の訪問対応を行った事や、気温がなかなか下がらず暑い日が続いた事が要因。
---------	---

内容 ②	管理者が所定のリーダー研修を修了し、認知症加算Ⅱの要件を満たしたため、本年12月より現状の認知症加算ⅢからⅡに移行する。既にご利用者には文書で通知済み。 認知症加算Ⅲ（760円/月）→Ⅱ（890円/月）※認知度Ⅲ以上のご利用者の対象者加算
---------	---

内容 ③	洗濯代について、もともとえるだーでは洗濯代を一切取らず、えるだー内で出た洗濯物はえるだーで、自宅で出たものは当該ご利用者の自宅洗濯機を使用し回していた。 しかし【自宅で毎朝シーツや衣類の汚染がある】且つ【現在の住まいに洗濯機がない】場合に於いてもえるだーに持ち帰り回していたところ、自宅で洗濯物を回す方と比べて負担がゼロであり、他のご利用者との公平性に欠けるのではないかという思いもあり、上記条件に限り、洗濯代として100円/回を徴収する契約を10月に結んだところだった。 小規模多機能として実費負担を徴収できる【日常生活にかかる費用】に該当すると考え、この契約に至り、ご本人ご家族も納得されていたところだった。 10/3に出雲市より予定されていた実地指導が入り、念のためこの洗濯代の徴収について尋ねたところ、出雲市ローカルルールとして徴収は認めないとの回答があった。理由としては、 ①小規模多機能は包括報酬であり、洗濯代も費用に含まれている ②介護職員にカウントされていない職員が行うのは構わないが上記の理由から介護職員が行う事は認められない ③【日常生活にかかる費用】とはお茶や食材、洗剤等の現物と考えられ、洗濯代は認められない ④居住系の介護サービス（有料等）はわざわざ洗濯代の徴収が可能と明記されているが、根拠となる同じ本では在宅系サービスについてその記載がない事との理由で徴収不可とされた。 委員の中からも『それはおかしいのではないか』というご意見があったが、保険者の決定であるので、仕方ない事であるとお伝えした。
---------	--